入　札　説　明　書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）及び本件物品購入契約に係る条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、福島県が発注する物品購入契約に関し、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

１　発注者（契約権者）　福島県いわき地方振興局長　根本　和代

２　入札に付する事項
公告に示すとおり。
なお、買入れをする物品の仕様等については、別紙仕様書のとおり。

３　入札に参加する者に必要な資格に関する事項
公告に示すとおり。
なお、参加資格制限期間中の者は、本件物品購入契約に係る物品の全部又は主要な一部の下請け（物品購入契約にあっては仕入先又は卸し先。）となることは認められていない。応札物品について該当が無いことを確認のこと。
※福島県出納局入札用度課ホームページでの参加資格制限情報に注意すること。

４　入札に参加する者に必要な資格の確認
(1)　入札に参加を希望する者は、上記３に掲げる必要な資格の確認を受けるため、条件付一般競争入札参加資格確認申請書（第３号様式。以下「資格確認申請書」という。）に次の書類等を添付し、下記５の（１）に示す場所に提出し、当該資格の確認申請をすること。
ア　納入期限までに必ず納品する旨の確約書（参考様式を参照）
※申請者の記名があること。

５　入札書の提出期限等
(1)　資格確認申請書の提出期限及び提出場所
令和８年３月１２日（木）　午後５時００分（必着）
福島県いわき地方振興局出納室
なお、申請書類は郵送を可とする。
(2)　開札の日時及び場所
令和８年３月２３日（月）　午前９時４０分
福島県いわき合同庁舎　４階中会議室
なお、**郵送による入札は不可とする。**

６　入札書の提出方法

⑴　入札書は、指定の入札書（第６号様式）に必要とする事項を記載し、指定日時及び場所へ提出すること。

⑵　入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア　条件付一般競争入札参加資格確認通知書(県からの通知)の写し

イ　委任状（第７号様式）　代理人が出席し、入札する場合

⑶　入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア　落札の決定に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額(当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

イ　入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)をすること（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載すること。)。

ウ　代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載すること。)。

７　入札保証金

財務規則第249条第1項第4号の規定に基づき入札保証金は免除する。

８　入札方法及び開札等

⑴　開札は、上記５の(2)で指定する日時及び場所で行う。

⑵　開札に先立ち、入札者は上記６の(2)で指定する書類確認を受けるものとする。

⑶　開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。

⑷　開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。

⑸　再度入札に付しても、なお落札者が決定しない場合、１回に限り再度入札に付すことができるものとする。

９　入札参加者に要求される事項

入札者は、入札書及び添付書類を期限まで提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県いわき地方振興局長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

⑴　入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければ

ならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、入札説明書等に関する質問書（第１号様式）により、福島県いわき地方振興局出納室（以下「出納室」という。）に**令和８年３月５日（木）正午**までに説明を求めることができる。

県は、出納室のホームページに掲載する方法により回答する。

⑵　入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合のあるときは、この限りではない。

⑶　入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。

⑷　入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。

⑸　入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。

ア　契約の履行に当たり故意に物品の品質に関して不正の行為をした者

イ　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者

ウ　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ　正当な理由がなく契約を履行しなかった者

オ　前各号の一に該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

⑹　開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。

ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

⑺　開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。

⑻　入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11　入札の取り止め等

入札者が連合(談合)し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

12　入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

⑴　上記３の入札参加資格のない者の提出した入札

⑵　この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札

⑶　委任状を持参しない代理人のした入札

⑷　同一事項の入札につき、他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理人をした者の入札

⑸　記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載すること。）

(6)　金額を訂正した入札
(7)　誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札
(8)　同一人が同一事項に対して２通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
(9)　明らかに連合(談合)によると認められる入札

13　落札者の決定方法
(1)　財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札書を提出した者を落札者とする。
　ただし、施行令第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認めるときは、最低の価格をもって入札書を提出した者以外の者を、落札者とすることがある。
(2)　落札となるべき同価の入札書を提出した者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。
　この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
(3)　入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

14　契約保証金
(1)　落札者は、契約金額の１００分の５以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
(2)　契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第169条第１項各号に規定する有価証券を提出することができる。
(3)　財務規則第229条第1項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
(4)　契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
(5)　契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

15　契約書等の作成
(1)　本件物品購入契約では、購入契約書（以下「契約書」という。）を作成する。ただし、契約金額が５０万円以上１００万円未満の場合は、請書を作成する。また、５０万円未満の場合は、財務規則第 227 条第 4 号により契約書及び請書を省略するものとする。
(2)　落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、落札決定の日から７日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。
(3)　契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

(4)　落札者が、上記(2)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

16　契約条項

別紙契約書（案）及び財務規則による。

17　電子契約による契約締結の意向確認

本契約案件は、県が調達した電子契約サービスを利用した契約締結を行うことができる。

落札者は、電子契約による契約締結を希望する場合は、すみやかに「電子契約利用申出書兼メールアドレス確認書」（様式第２号）に必要事項を記載のうえ、福島県いわき地方振興局出納室　（iwaki.suito@pref.fukushima.lg.jp）宛に電子メールにより提出すること。（※電子契約を希望しない場合は従来の書面による契約とする。）

なお、電子契約の詳細については、福島県ホームページの電子契約サービスのページを参照すること。

(電子契約サービスのページ)

https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-160.html

18　当該契約に関する事務を担当する部署

上記５の(1)と同じ。